

2021年4月入学

慶應義塾大学大学院入学試験問題

法務研究科

小論文試験

- 注 意
1. 指示があるまで開かないこと。
 2. この冊子は、問題用紙・メモ用紙を含めて16頁ある。試験開始後ただちに落丁、乱丁等の有無を確認し、異常がある場合にはただちに監督者に申し出ること。13～16頁はメモ用紙である。
 3. 受験番号（2箇所）と氏名は、解答用紙（表）上のそれぞれ指定された箇所に必ず記入すること。
 4. 解答用紙の※を記した空欄内には何も書いてはいけない。
 5. 答えは横書きとし、解答用紙（表）の左上から、小問ごとに順次、1マスに1字ずつ書き進めること。
 6. 答えは、黒インクの万年筆またはボールペンで書くこと。下書きの必要があれば、メモ用紙を利用し、解答用紙を下書きに用いてはならない。
 7. 注意に従わずに書かれた答案、乱雑に書かれた答案、解答者の特定が可能な答案はこれを無効とすることがある。

【問題】

以下の〔A〕および〔B〕の文章を読み、【問1】及び【問2】に答えなさい。

【問1】

文章〔A〕の傍線(1)について、なぜ、またどのような思考によって「水俣においては、この鎖列の形成こそが……徹底的に妨害され、抑圧された」のか。〔A〕および〔B〕の文章を踏まえて説明しなさい(800字以上、1000字以下)。

【問2】

文章〔B〕の傍線(2)について、科学が合理的なものであるためには、非科学的なものとのどのような関係を保っていくべきものとするか。文中のエピソードや身の回りの出来事を踏まえ、述べなさい(1200文字以上、1500文字以下)。

[A]

水俣においては、初期の劇症患者のほとんどが、まずもって自らの神経組織の破壊がどこから、なにゆえに生じたのかを理解するいとまもなく「狂死」した。患者はいわば背後から襲われたのである。環境とは日常の経験的意識を可能にする条件の総体を指す。ここでそうした条件を、かりに超越論的条件と呼ぶとすれば^(注)、それは人々の意識を支える身体であり、またそれをとりまく社会制度であり、それにかかわる自然的条件である。海とその魚たちは、漁民と沿岸住民の意識を制約するとともにそれを作り出すという意味で、超越論的条件に他ならなかった。そうした条件の汚染は、それに支えられている意識中枢の直接的な浸食を引き起こす。環境の汚染がいまだに自分からさしあたり切り離された、対象的なもの、経験的なものとして現象しているうちはまだ良い。というのもわれわれはそこに危険を察知し、それに対して主体的な反応をとりうるからである。そこには状況とでも呼ぶべきものがいまだ存在する。しかしながら水俣において破壊は状況とのレスポンスなく主体の意識そのものの腐食として突如現出した。主体性の中枢である神経組織をそれと自覚されることなく直接的に破壊したのは、名も知れぬ何か、いまだ名付けられていない超越論的 X であった。水俣病はまずはじめにその名を持たず、また名を持った後も、まったく原因不明であった。

…… (中略) ……

深い傷を受け、虚空のなかに放り出された存在がなお生きることができるとしたら、それはその傷が何かによって補完されうるかぎりにおいてであろう。そしてその補完の運動は、自らの生存の条件、すなわち超越論的条件に作用した破壊分子、超越論的 X を名指そうとすることから始めるであろう。未知の理由 X によって“裁き”はある日突然に下された。その X を名指すことは、なにゆえに、そういうしかたで自らがそういう運命に陥ったのか、その理由を知ることが意味する。X が確定されないかぎり、傷ついた存在は自らを世界のうちにつなぎとめる鎖列を形成することができず、世界から完全に見捨てられ、孤立した姿のままにいつまでも浮遊することを強いらられるであろう。破壊を引き起こした因果系列の連鎖は、そのまま、傷ついた存在を世界のなかに繋ぎ止める意味の鎖列として

機能する。そして水俣においては、この鎖列の形成こそがまずもって徹底的に妨害され、抑圧されたのである。(1)

水俣病の公式確認は一般に、「原因不明の神経疾患」が水俣保健所に報告された1956年のこととされている。そしてその12年後の1968年になってはじめて、日本政府は、水俣病の原因がチッソから排出される有機水銀であることを認める政府見解を出す。原因物質と加害者が公式に特定されたこの年にはじめて、チッソ水俣工場のアセトアルデヒド生産工程が廃止され、水俣病の原因物質である有機水銀の排出が停止された。この間、チッソは原因が工場排水にあるという科学的証明がないという理由で排出停止の要求を拒絶し、通産省はたとえ排水が原因であるとしてもその「原因物質」をまず特定すべきだという理由で工場排水停止などの強制的措置をとらず、また厚生省は「湾内のすべての魚介類が有毒化しているという根拠がないため法の適用は困難」という見解を出し、熊本県はその見解にしたがって漁獲・摂食禁止の法的措置を見送った。科学的厳密性の観点が、傷と世界とを繋ぎ直すべきレスポンスを12年間にわたって抑圧したのである。

12年間という時間をどのように想像すべきだろうか。たとえば自分の住む町に大きな工場があり、もくもくと煙を吐いている。ある日突然、鳥が落ち、猫が倒れ、付近に住んでいる人たちが狂ったようになり、「犬の遠吠え状の鳴き声」を発して次々と死にはじめる。両親も、子どもも狂死する。何とか生き残った住民はその侵害された身体を引きずりながらも、工場にとりあえず排煙をとめるよう要求し、国や県に訴える。工場は因果関係の証明がないとして訴えを拒否し、国も県も何の対策もとらない。むろん、暴動が起こる。だが警察は被害者を逮捕する。春と夏と秋と冬が12回目繰り返るまで、たんなる観察と報告のみが繰り返される。被害者は周辺の住民から徹底的に差別されつづける。

常識から考えれば、患者が続出しているにもかかわらず、因果関係の科学的証明とか全魚介類の有毒化の証明などという「科学的」態度に固執して事態を傍観することは不合理きわまりない。しかしながら、特定の状況の中での全体的な合理性の観点を無視して科学的・論理的因果性に固執するこの態度が示しているのは、科学や論理という批判の武器が、その批判の矛先を向き変えて、傷を負った存在が放つレスポンスの要求を遮断する道具に容易に転化するということである。科学と官僚制は傷と世界との紐帯の形成を妨害し、い

かなるかたちでの応答をも不可能にする、気の遠くなるような遅延の回路を設定する。

政府見解によって発病の経緯が公認されたとしても、その公認された事態と自分自身の身体のありようとを接続するのに患者たちはさらに気の遠くなるような時間を過ごさなければならなかった。自分が水俣病だと認定されないかぎり、水俣病は自分とはまったく何の関係もないただの世間的出来事ではない。そうしてさらに十数年が経過してゆく。行政の認定作業は遅々として進まず、たとえば1981年の時点（公式報告より25年後）において認定申請者数累計は8593名を数えるのに対し、認定は1439名、棄却が2224名、未処分者数が4930名を数えている。認定と金銭補償はたしかに生活のために必須である。これはどれほど強調してもしすぎることはない。だがそれに加えて重要なのは、自分のこの思うようにならない身体と精神、自分の子どものある種の状態が、一体どのような経過によって、何の理由によってもたらされたかを確認したいとする押しとどめようもない欲求に応える第一次の応答こそが認定だったということである。

自己の経験の基盤たる存立平面（超越論的条件）が深刻に障害された場合、意識の現在はもはや昨日のように今日を営むことができなくなる。垂直尾翼を失ったかのごとくに迷走する現在の現在、自己の軌道を安定させるために、意識の破綻を引き起こした超越論的平面の障害の経緯を理解しようと欲する。そして世界がその意味の鎖列を承認するとき、傷を負った存在は自分の傷が世界によって理解されたと感じ、その傷をもたらずプロセスを変更にもたらそうとする世界の姿を見て、世界は自分をまだ見捨ててはいないと感じる。傷ついた者たちはそうした応答を望んで、世界に対してアピールする。だがそのアピールに対するレスポンスは少なくとも12年間、長くは48年間以上、不在だったのである。

(注) 通常の実験ではなく、その経験そのものをもう一度対象化する経験は、哲学においては超越論的経験とよばれる。そうした経験によって見いだされる、経験一般を成り立たせる条件は超越論的条件とよばれる。この場合、環境は個々の経験の超越論的条件となる。

〔B〕

水俣病についての国の責任を問うときの論拠の一つは、国や県が摂食禁止や漁獲禁止の措置をとらず、結果として水俣病の被害の拡大を防げなかったというものである。すでに1957年に厚生省は厚生科学研究班の調査により工場排水が原因である可能性を把握していたが、通産省は排水が原因であるとしてもその「原因物質」を特定すべきだという態度をとり工場排水停止などの強制的な対策をとらなかった。また厚生省から「湾内のすべての魚介類が有毒化しているという根拠がないため法の適用は困難」という回答を受け、熊本県は食品衛生法に基づく漁獲・摂食禁止の措置を見送っている。こうした措置は、人々の権利を擁護することをその唯一の目的とするはずの近代国家が、辺境の地に住む人々の権利に鈍感だったという権利感覚の後進性の観点から理解することも可能であろう。たしかに厚生省や通産省は、当時のチッソのアセトアルデヒド生産工程が日本の産業全体に対してもつ重要な役割を理解し、日本の全体的な産業的近代化（高度経済成長）を推し進める立場から、水俣病を、つまりチッソによる公害を焦点化することを回避し、その結果被害の拡大を意図的に放置したといえることができる。それは技術官僚制が封建的に作用して、いわば開発独裁的に、健全なる批判的知性を発揮することなく人々の権利を侵害したのだと。

だが、そうしたいわば未必の故意によるジェノサイドには、むしろ合理的議論という市民的公共性の原理そのものが作用していることに私はあるとき気づくことになる。それは科学的根拠と権利という近代的概念である。操業者には権利があるから、たしかに科学的根拠も不明なまま巨大な工場の運転を差し止めるような排水停止の措置はとれないであろう。他者の自由を侵害する場合にかぎって規制が可能であるという自由主義の原則、つまり他者加害原則に従うなら、工場排水を差し止めるには、排水と病気の因果関係を証明しなければならない。その鎖を最後までつなぐには、排水のなかのどの物質がどのような過程で人体に入り込み、そこでどのような作用を果たすかをすべて解明する必要がある。それに加えて、工場排水以外に病気の原因が存在しないことも同時に「証明」しなければならない。その立証がないかぎり行政措置は科学的根拠をもたず、したがって措置は不当であり、人権侵害となる。また漁民の漁業権を実質的に制限するような漁獲禁止の措置をと

るのであれば、漁獲禁止は湾内のすべての魚に対して発動されるわけだから、論理的にはそのすべての魚が汚染されていることを証明しなければ禁止措置は人権侵害となろう。

こうした「科学」的論理と工場と漁業者の「権利」が主張される一方で、1957年頃まで水俣の漁村では当の漁業者を中心とした人々の「犬吠え様」の絶叫が鳴り響き、いつ果てるともしれぬ「痙攣」を発しながら次々と人々が「狂死」を余儀なくされていた。そうした被害者の権利はどうなるのだと疑問を呈したくもなろう。しかしながらそうした「狂死」が権利侵害であるというためには、他者加害原則に従って、それが誰のいかなる行為によるものなのかを証明しなければならない。「狂死」はたんに自然過程であるのかもしれない、たんなる疫病なのかもしれない。もしそうであるならばそれは権利侵害ではないのである。

肉親の狂死に直面した水俣病家庭互助会は1959年に熊本県に対して陳情を発して次のように述べている。「今後に残されたこの水俣病問題の核心は原因物質の出所究明であり、そのために如何に永き歳月を要するかは容易に察せられるのであります。しかし加害者が新日窒水俣工場である事は、一般世論が認めるところであり何人といえども否定できないと信じます。又水俣病対策推進と排水処理の監督の立場にある政府にも重大な責任があると思います。私達会員はもうこれ以上耐え難いどたん場に来ているのであります」。この互助会の主張は厚生省や通産省の近代的・「科学的」論理に比べればまったくもって根拠薄弱と言わなければならない。というのも主張は、水俣病問題の核心が原因物質の出所究明にあり、それには「永き歳月」がかかることを認めながら、その加害者を工場だと唐突に名指しており、それが「否定できない」のは、「一般世論」がそう言っており、それを「信じ」ているというのだから。そうした患者たちの主張は感情的であり、論理的に破綻しており、かつ非科学的である。にもかかわらず、あとから見るならば互助会の主張は一字一句完全に正しかった。ここにはある種の逆転が生じている。それは「科学的」で「論理的」な立場が圧倒的に狂っているのと同時に根拠薄弱な信念が圧倒的にまともだというものである。

国の思考法が問題なのは、それが科学的観点や論理的観点からみて不十分だからではなく、過度に科学的であり過度に論理的であり、人権侵害に過度に敏感であるからである。常識から考えれば、狂死する患者が続出しているにもかかわらず、原因物質の究明と

か全魚介類の有毒化の証明などという「科学的」態度に固執して事態を傍観することは不
合理きわまりない。しかしながら、特定の状況のなかでの全体的な合理性の観点を無視し
て科学的・論理的合理性に固執するこの態度が示しているのは、科学や論理という批判の
武器が不当な自己正当化の道具へといかに容易に墮落するかということであり、また批判
と検証という市民的公共性の武器それ自体が、その対象となる漁民から完全に主張の正当
性とその決定権を奪うということなのである。科学は非科学的信念を強迫的に排除するこ
とで非合理となり、非科学に謙虚になることではじめて合理的となる。(2)

水俣病事件において加害企業のチッソは絶対悪と見なされがちである。当初は私もそう
いう立場に立っていた。被害規模やその後の意図的と見なさざるを得ない被害拡大、責任
回避の実情を見ればそれも当然ではあろう。しかしながらそうした見方は、組織における
公害の現実についてある種の先入観を形成することになる。そう私が感じ始めたのは、当
時のチッソ組織内の技術者や医療者のありかたが報告されてくることによってであった。

化学物質の取り扱いに直接の現場責任を負っていた専門家は、チッソ水俣工場の技術者
たちである。彼らは、企業と自分自身の責任をどのように感じていたのであろうか。水俣
工場の西田工場長は、原因だと疑われたアセトアルデヒドの排水について、アセトアルデ
ヒドは昭和13年から生産しているのに29年から発病が見られること、また同一工程の他の
工場は全国に多数あるのにそこからは被害が報告されていないことなどから、工場が原因
ではないと確信していたという。1959年7月、熊本大学は水俣病の原因物質として有機水
銀説を発表する。だがその見解は当初、アセトアルデヒド生成工程において触媒として用
いられている無機水銀が、発症の原因物質と推定される有機水銀にどのように変化するの
かを説明できていなかった。熊本大学はそれを魚の中で変化すると考えていたが、そのメ
カニズムは不明であった。

それを理由にして工場側は同年8月、熊本大学の見解を熊本県議会で徹底的に批判する。
当時の技術部長の反論書は次のように傲然と熊本大学を見下す。「推論は、研究者の自由
であるが、これが客観的に価値を生ずるのは実証されてからである。(中略) 論拠となら
ざるものを論拠とし、また実証の伴はない推論により、且つ又不完全なデーターを基礎と
して何故この段階で、“有機水銀説”を断定的に発表しなければならぬか理解に苦しむ次

第である」。たとえ不完全でも「“有機水銀説”を断定的に発表しなければならぬ」理由とは、「犬吠え様」の声を発して人々が狂死してきたからである。だがその理由は彼には「理解」できない。

実証に弱点があれば、それを補強する研究を協力して行うこともできよう。だが「東大応用化学卒業者が幹部に多く、自信過剰な点が多々見られ」というチッソの技術幹部たちは、その弱い鎖を盾にして、有機水銀説が正しいかもしれないその可能性を否定する。些細なミスこそが全体にとって致命的だと彼らは考え、そういう弱点の指摘によって研究者としての信用それ自体を失墜させようとする。そうした話法が可能となるのは、まさにその話者自身が、ミスこそが致命的と教育されてきたからであろう。

だが現実には、有機水銀そのものが生成工程のなかで生じ、それが直接垂れ流されていた。そしてこのことを掴んでいた人物が当時工場内にいた。ひとりは、あるチッソの技術者である。「母液」と呼ばれる酢酸水溶液と無機水銀の混合物に対しアセチレンを吹き込むことでアセトアルデヒドが生成するが、この母液のなかに有機水銀が発生し、それが流れ出す可能性を1954年頃までに彼は認識していた。問題はこの次である。彼に相談を受けたアセトアルデヒドの製造担当である酢酸課長は、次のように述べている。「私らとしましては、自分のところの排水が水俣病の原因だということには耐えられなかったわけです。それはもちろん会社の不利益ということもありますけど、そのうえ自分のところとなりますとね、とてもいやな感じがした。そんなことは考えたくないわけです。そうあってほしくないわけです。したがいましてね、会社が有機水銀説を否定する講演会を開いたりするので、それを聞きますとね、自分のところが原因であってほしくないという気持と結びついて、『やっぱりそうだろうな』と思ったわけです」。

また、別の新卒の技術者（当時23歳）は、1961年、ペーパークロマトグラフィーの手法を用いて、廃液中に含まれる有機水銀の存在を確認しその結晶化に成功していた。だが報告を受けた水俣病研究の責任者の技術部次長は「非常に冷静」な反応しか示さなかった。次長は「公表するためには私の一存ではできません。社内を納得させるだけの根拠がなければならぬ。メチル水銀や何かが排水の中にあることはわかっても、それが魚の中にどうやって入るのか、その魚を食べると発病するのか、ということを実証しないと社内は納

得させられない。今まで反対だ反対だと言っていた人がいるわけですから。事実があるとすれば、それをふたしておくわけにはいかん。しかし、外に出すには納得させなきゃいかんということですよ」。かれは「どうせ研究をやるんだったら、完璧な答えが出るようにしろ。そのうえ、学会に発表しろ」と指示し、新卒の技術者は排水を混ぜた魚粉を猫に与え、6匹の猫のうち4匹に足の麻痺などの症状が出た。さらに彼は、大量の金魚をその魚粉で飼育し、それを猫に食べさせる実験をはじめた。だが彼の実験は1962年の労働争議により突然中断される。

こうした報告から読み取れるのは、その厳密さを追求するかたちで実証の過程を先延ばしする反証回避戦略ともいえる姿勢である。いずれの場合も上司は、工場排水のうちに原因があることを否定するわけでもなく、ただたんに、まだ証拠が不十分だと言うのである。そしてそうこうするうちに問題は成り行きに任されうやむやになっていく。そしてこれとほぼ同じようなことが、チッソ内部の医学者にも生じていた。

1959年夏、チッソ附属病院の院長は、アセトアルデヒド工場の排水を直接猫に投与する有名な「400号猫実験」をおこない、10月7日、猫は後ろ足を麻痺させた。だが「発症」を示すこの実験結果は見解書の実験データから外された。理由は、水俣病の典型的な症状である回走運動が出ていないというものだった。見解書を本社に送った翌日の10月21日、ネコ400号はついに回走運動を起こす。まだ見解書に盛り込むことはできたが、ネコは九州大学医学部に鑑定のために送られた。鑑定結果は「発病ネコとほぼ似ているように思いますが、はっきり言えません」というものだった。結局見解書にこのことは掲載されなかったが、その理由は、「一例だけで発表するのは非常に危険」というものであった。実験の再開は、1960年の夏になって極秘に行われる。HI液と隠語で呼ばれる工場廃液が、えさにまぜて猫に与えられた。合計9匹の猫のうち7匹に症状が出、1匹には典型的な症状である回走運動がみられた。だがここでも結論は先送りされ、より上位の権威、つまり東京大学医学部にとくに症状の重かった2匹の猫が鑑定のために送られた。だがここで東京大学はその標本を「紛失」するのである。結局、最終的な結果は分からないことになり、実験も最終的にうち切られることになる。

実証のためにはより科学的でなければならない。そしてより科学的であるためにはより

厳密な検証が必要である。ここからうかがい知れるのは、誰か絶対的な悪役が結果を握りつぶすというのではない。先の技術部次長も「完璧な答え」を出して「学会発表しろ」と部下に命じている。相当に確からしい疑いが生じたときには、科学的厳密性の観点からいわば主観的には誠実に、客観的には無際限に、その検証が繰り返されるということである。とにかくミスや欠陥や欠落が少しでもあってはいけないのである。科学者や技術者はそれをすべて埋め尽くすべく主観的には誠実に事柄に向かっていると思っている。眼前の事態に忠実に振る舞っていると思いついて入っている。ただそれは、ある特定のポイントを視界の外に置くような迂回運動を繰り返している。附属病院の院長が「26年もいた会社だし、ほかから出るのなら仕方がないが、自分から出す気持ちはなかった」と後に語ったように、だれもが自分が決定的な判定者となることを回避する。だが自らが回避運動を実行していることは、当の科学者や技術者にはかならずしも明確には意識されないのである。それはまるで吹雪のなかで真っ直ぐ前進していると思いついて入っている遭難者がつねに一定の円環を歩むのに似ている。チッソの工場排水が病気の原因であることが濃厚になってからも、チッソは様々な手段を用いて原因究明を妨害し責任の所在を隠蔽したとされる。だがそこにはつねに、反対論の提出、必然性の証明、議論と検証、完璧な答えという、主観的には真っ直ぐな、だが第三者から見れば回避的な、科学の手続きが動員されていたのである。

水俣病院の原因物質である有機水銀は、チッソが意図的にそれを垂れ流そうと思いついて生産されたものではない。その物質は水俣病の公式「発見」がなされた頃では、チッソ自身にとっても予測不能なものであった。この発見の事後性もつ意味は深刻である。というのもこのことは、いかに公害防止を積み重ね、熟慮された生産工程の内部にも、未知なる<有機水銀>がすでに潜在している可能性を示唆しているからである。近代化論が公害を糾弾するとき、防止措置の不作为、意図的な隠蔽、資本主義による技術の歪曲などをその原因として挙げる。そしてそうした「過失」のゆえに原因企業は断罪される。原因企業は自己を弁護するとき被害は予測できなかったという。だがそこにあるのは予測していれば当然それを防止できたという前提である。そして公害が発生したならばそれに適切に対処できたはずという前提である。つまり正しく理性が用いられるとき公害は抑止できるのである。だがその前提は水俣病事件の経過を見るときまったくもって自明でなくなる。殺戮

はそこに描かれなかったものから生じ、そうであるがゆえにその原因究明は、まさにその科学的な究明の努力によって、その動力それ自身によって遅延される。だとすれば、生産過程の制御に関して理性の万能を想定している点で公害の断罪者も弁護者も同断であろう。公害の恐るべき本質とは、危険は原理的に予測できず、それが発生してから遡及的にその原因なるものをあとから構成するしかなく、しかもそれは科学の手続きそれ自体によって無限に先送りされるということなのである。

出典：古賀徹「破壊のあとの鎖列～水俣の経験から」（『理性の暴力～日本社会の病理学』
（青灯社，2014年）所収）

*なお、本文は、問題文として適切な体裁になるよう必要な修正を施している。

